

審 査 基 準

令和7年6月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第6項
処 分 の 概 要：免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の6第1項及び第2項（免許証等の有効期間）、第101条第1項及び第7項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第101条の2の2第1項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）第29条の2の2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1 次に掲げるとおり。ただし、行政庁の休日は含まない。 (1) 北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センター：1日 (2) 警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。）：40日 (3) 上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町交番：40日 2 第101条の2の2第1項の規定に基づく申請が行われた場合（経由地申請）については、免許情報記録の有効期間の更新の場合は1日。経由地公安委員会として受理した場合の申請者の住所地を管轄する公安委員会への更新申請書等の送付に係る期間は、10日。ただし、行政庁の休日は含まない。
申 請 先：北信運転免許センター、東信運転免許センター、中南信運転免許センター、警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。）、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番又は池田町交番
問 い 合 わ せ 先：東北信運転免許課北信運転免許センター（電話：026-292-2345）
備 考：